

平成 27 年 3 月 19 日  
学 長 選 考 会 議  
平成 30 年 1 月 25 日一部改正  
令和 4 年 1 月 27 日一部改正

## 国立大学法人鹿児島大学学長選考基準

### 1. 鹿児島大学長に求められる資質・能力（求められる学長像）

本学の位置する鹿児島は、日本列島の南の玄関にあたり、桜島や霧島、世界自然遺産の屋久島及び生物多様性に富む奄美群島などの優れた自然環境を有するとともに、温暖な気候と豊富な農林水産資源に恵まれ、我が国有数の「食糧供給基地」として重要な役割を担っている。

また、幾多の困難に果敢に挑戦し、我が国の変革と近代化を推進した数多くの英才を輩出してきた地でもある。

このような地理的特性と教育・文化的伝統を踏まえ制定した鹿児島大学憲章（以下「大学憲章」という。）の下、本学は、学問の自由と多様性を維持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域と連携しつつ社会の発展に貢献できる「進取の気風にあふれる総合大学」をめざしている。

学長選考・監察会議は、大学憲章の理念を実現するため、次期鹿児島大学長の達成すべきミッション及び求められる資質・能力について、次のとおり提示することとする。

#### 達成すべきミッション

- 進取の精神を有し、国内外及び地域社会の要請に応え、活躍する人材を育成するため、全学的な教育改革を進めるとともに、教育のグローバル化をより一層推進すること。
- 社会の要請に応える研究を展開するとともに、世界をリードする先端研究、イノベーションの創出につながる研究を推進すること。
- 地域活性化の中核的拠点として、南九州を中心とする地域の産業振興、医療・福祉の充実、環境保全、教育・文化の向上のための取組を地域社会と連携し推進すること。
- ガバナンス改革を推進し、トップダウンとボトムアップのバランスのとれた合理的な大学運営を行うとともに、今日の大学改革の動向を踏まえた積極的な改革に取り組むこと。

#### 求められる資質・能力

- 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営する能力を有すること。
- 大学憲章の理念を実現するため、将来の鹿児島大学に対する明確なビジョンを持ち、強いリーダーシップを発揮し構成員とともに改革を実行できる能力を有すること。
- 鹿児島大学の最高責任者として、教職員を指揮監督する自覚と強い意志を持つとともに、優れた管理運営能力・経営能力を有すること。

## 2. 鹿児島大学学長選考の手続き・方法

国立大学法人鹿児島大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、国立大学法人鹿児島大学学長選考規則（平成 17 年規則第 86 号。以下「規則」という。）及び国立大学法人鹿児島大学学長選考細則（平成 24 年細則第 5 号）に基づき、以下の方法・手続きにより学長候補者を選考する。

ただし、学長の再任の審査方法等は、以下の方法、手続き及び関係資料にかかわらず、規則第 10 条及び国立大学法人鹿児島大学学長の再任審査に関する要項に基づき、審査及び決定する。

### （1）学長候補適任者の推薦の依頼及び公募

学長選考・監察会議は、国立大学法人鹿児島大学経営協議会及び国立大学法人鹿児島大学教育研究評議会に対して各 5 人以内の学長候補適任者の推薦を依頼するとともに、広く学内外を対象に公募する。（規則第 4 条）

### （2）学内意向調査

学長選考・監察会議は、学長選考の参考のひとつとして、学長候補適任者について必要に応じて学内意向調査を実施することができる。実施する場合、あらかじめ学長候補適任者の氏名を五十音順に公示するとともに、所信表明書及び略歴書を公表する。（規則第 4 条の 2）

### （3）学長候補適任者の選考

学長選考・監察会議は、最終の学長候補適任者 3 人を選考する。（規則第 4 条の 3）

### （4）学長候補者の選考

学長選考・監察会議は、最終の学長候補適任者によるプレゼンテーションを経て、協議により学長候補者を選考する。この場合、出席した委員全員の合意を得た者とする。

ただし、全員の合意が得られない場合は、出席した委員による単記無記名投票により選考することとし、有効投票数の過半数を得た者を学長候補者とする。（規則第 5 条）

### （5）学長候補者の公表

学長選考・監察会議は、選考した学長候補者について、選考理由及び選考過程を付して公表する。（規則第 7 条）

## 3. 関係資料

- ・鹿児島大学憲章
- ・国立大学法人鹿児島大学第四期中期目標・中期計画
- ・国立大学法人鹿児島大学学長選考規則
- ・国立大学法人鹿児島大学学長選考細則
- ・国立大学法人鹿児島大学における学長候補適任者公募に関する取扱細則

#### 4. 施行期日

この基準の令和4年1月27日の改正については、令和4年4月1日から実施する。ただし、「2. 鹿児島大学学長選考の手続き・方法」のただし書きの改正は、改正日から実施する。